

審 第 3 5 3 0 号  
答 申 第 3 1 8 号  
令和5年12月18日

千葉県知事 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年9月2日付け〇〇区第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第289号

令和3年7月13日付けで審査請求人から提起された、令和3年4月12日付け〇〇区第〇〇号-3で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和3年4月12日付け〇〇区第〇〇号－3で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年2月24日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「千葉県〇〇区画整理事務所が扱った行政文書に記載された自己（請求人）の個人情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県〇〇区画整理事務所（以下「〇〇区画整理事務所」という。）が保有する「権利者交渉記録綴り」、「〇〇関係綴り」、「〇〇年度 仮換地指定通知」、「〇〇年度 仮換地の使用収益開始日の通知」、「〇〇年〇〇月〇〇日に開催された第〇〇回〇〇都市計画事業〇〇特定土地区画整理審議会の会議資料（〇〇に係る部分に限る。）」（以下併せて「本件開示文書」という。）に記録された個人情報を特定し、自己情報開示決定（令和3年4月12日付け〇〇区第〇〇号－1）及び自己情報部分開示決定（同日付け〇〇区第〇〇号－2）（以下併せて「本件開示決定」という。）を行うとともに、「委託報告書」（以下「本件文書1」という。）及び「対応記録簿」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和3年7月13日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年9月2日付け〇〇区第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張してい

る。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、情報開示するとの裁決を求める。

イ 本件審査請求の理由

本件決定の通知書の「開示しない理由」には、「当該情報は、土地区画整理事業の契約、交渉に係る事務に関するものであり、開示することにより、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。」と記載されている。

しかし、〇〇区画整理事務所は、既に〇〇区画整理事務所と代理人との間の契約書を開示していることより、土地区画整理事業の契約に係る事務に関するものは開示可能であることは明白となっている。

また、審査請求人は、土木事業等の土地区画整理事業に係る事業を一切行っておらず、また、そのような団体／個人との交流もなく、土地区画整理事業の契約、交渉に係る事務に関するものが審査請求人に開示されても、〇〇区画整理事務所が行った土地区画整理事業の契約、交渉に係る事務に関するものに対して、何ら影響を与えることは出来ず、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえない。

「不当」とは、「道理に外れたこと」又は「不法」を意味するが、土地区画整理事業の契約、交渉に係る事務に関するものが審査請求人に開示されても、県が道理に外れて又は不法に害を受けるおそれがあるとは到底考えられない。したがって、不開示理由は不当であると思料する。

よって、本「開示しない理由」は自己情報不開示決定の理由とならず、本件決定は取り消されるべきであり、不開示の対象となっている本件文書は開示されるべきであると思料する。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 結論

(ア) 処分庁（施行者：〇〇区画整理事務所）が本件決定で不開示とした本件文書の内容は、処分庁の行う区画整理事業における地権者との適正な交渉や契約に資する情報であり、処分庁が本件開示決定した行政文書の内容と同質といえ、処分庁に当事者として認められるべき地位が不当に害されるおそれはなく、また、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。よって、条例第17条第6号ロの不開示情報に該当せず、開示されなければならない文書である（条例第17条柱書）。

(イ) 処分庁が土地区画整理法等に従い適正、中立、公平、誠実に地権者との契約・交渉を行う意思があるのであれば、本件文書は開示される

べきものであり、これによって両者が正しい情報共有の下、地権者交渉において適切な妥結点を早期に見出すことが可能となる。

(ウ) 本件決定は、処分庁が公的かつ独占的な施行者の立場を利用して得た専門情報を、専門知識のない地権者に不開示とすることで、公的かつ独占的な施行者の地位を利用して不当に（事前連絡なしに交渉断絶し一方的に）〇〇を行った場合においても、施行者に有利な契約や交渉を進めるために行われたものである。

(エ) 本件文書は、〇〇実施前に〇〇実施に伴う問題点若しくは対応策、又はそれらに関する代理人との協議内容等を記したものとされているが、〇〇が実施された現在においては、〇〇に関する本件文書が開示されても、〇〇実施後の審査請求人との契約や交渉について対処方針を開示することには当たらない。

(オ) したがって、本件審査請求は認容し、開示決定することが相当である。

#### イ 本件文書の内容

##### (ア) 本件文書 1

a 施行者は、弁明書 3 / 6 ページにおいて、本件文書 1 の内容について、「現状を整理した上で、〇〇をすとした場合の工程や問題点、法的措置に関する対応策を検討している」と述べている。

これによると、本件文書 1 には、①整理した現状を示す情報、②〇〇をすとした場合の工程や問題点、③法的措置に関する対応策が含まれていると見られる。

(a) ①については、審査請求人との交渉の結果を整理したものであり、審査請求人も承知している現状を整理したものにすぎず、審査請求人に開示しても、今後の審査請求人との契約や交渉について対処方針等を開示することには当たらないといえ、施行者の弁明書には根拠がない。（むしろ、本情報は、施行者と地権者で共有されることで、地権者協議が適正かつ迅速に進むと期待される。）

(b) ②の施行上の工程や問題点は、施行計画に属する情報であり、これが審査請求人に開示されても、今後の審査請求人との契約や交渉についての対処方針とは無関係であり、施行者の弁明書には根拠がない。（むしろ、本情報は、施行者と地権者で共有されることで、両者で共通の施行計画を念頭に地権者協議を行え、正しい共通認識の下、的を得た議論が適正かつ迅速に進むと期待される。）

(c) ③の法的措置に関する対応策は、各法的措置に依存してそれぞれ

れ妥当な対応策が関係法に基づいて決まるものであって、公的機関である施行者がその裁量で対応策を自由に決められるものではなく、今後の審査請求人との契約や交渉について対処方針等を開示することには当たらない。(むしろ、本情報は、施行者から地権者に伝えることで、不必要な法的措置の検討・実施及びそれに対する不必要な対応策の検討・実施を防ぐことができ、地権者協議において〇〇の必要性を両者で事前に適正に協議して、早期に実施の要否を正しく判断できる。)

- b 前記(a)～(c)より、本件文書1が開示されても、処分庁に当事者として認められるべき地位が不当に害されるおそれはなく、施行者の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

施行者としての処分庁が、前記(a)～(c)に関して不適切な事務を行っていたり、施行者の裁量で意図的に自ら、地主としての千葉県、又は特定の地主(例：〇〇)に有利な施行を行っていたり、あるいは意図的に施行者の持つ情報を地権者との契約・交渉において地権者に不開示とすることで有利な立場を作っていた場合であっても、後に述べるとおり、本件文書1は不当/違法な行為を行うに際し作成されたものであり、施行者の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものではなく、また、処分庁に当事者として認められるべき地位が不当に害されるおそれがあるとはいえない。

むしろ、施行者が関係法に従い適正・中立・公平・誠実に事務を進めていたのであれば、前記①～③の情報は地権者に開示し、施行者及び地権者が正しく情報共有することで、地権者交渉において、早期に適切な方法での合意を得ることができ、本件文書1は開示されるべきものである。

施行者による弁明書の内容は、地権者との地権者交渉において、施行者の公的かつ独占的地位を利用して駆け引き等を行い、自ら、地主としての千葉県、又は特定の地主を有利にする条件を少しでも引き出そうとする目的の下、そのような交渉における当事者として認められるべき地位が不当に害されるおそれがあり、そのような交渉における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張していると判断されるものである。

このことは、言い換えれば、地権者交渉において、地権者の持つ権利を少しでも剥ぎ取り、区画整理事業に利用することで、当該事業又は施行者の事務の効率化を図る狙いがあるものと解される。より具体的には、地権者の従前地の価値を低く認定して、立地の良く

ない地域に仮換地し、又は高い減歩率を認めさせ、好立地の区画を作り出して高く販売し、投入する千葉県のコ費用を抑えること等に利用すると解される。又は、そのような施行を容易に実現するための事務（各種調査・調整・確認・交渉等）を効率的に行い、事務経費・時間を低く抑え、〇〇度延長している工期の〇〇度目の延長を防ぐため等に利用する狙いがあると解される。

本件においては、施行者は事前連絡なしに方針転換を行い、地権者を錯誤に陥れ、〇〇を実施しており（詳細は後記オ「地権者交渉」を参照方）、〇〇により地権者から〇〇に奪った土地を〇〇用地として売却している。本件文書1は、このような不当／違法な行為を行うに際し作成されたもので、「処分庁に当事者として認められるべき地位が不当に害されるおそれがあり、又、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」との主張は認められないと思料する。

#### (イ) 本件文書2

施行者は、弁明書3／6ページにおいて、本件文書2の内容について、「審査請求人との今後の契約や交渉について、処分庁がどのような方針で臨むか等、処分庁と代理人との協議の内容等を記録したものである」と述べている。

これによると、本件文書2には、④審査請求人との今後の契約や交渉について、処分庁がどのような方針で臨むのか等の情報が含まれていると見られる。

④について、施行者は〇〇年頃より地権者である審査請求人に対して交渉を行ってきており、施行者がどのような方針で地権者に臨んできているかについては、既に審査請求人との交渉の過程で開示済みであり、また、将来どのように臨むかについてもその方針は交渉の過程で説明されており、開示できないものではないといえる。交渉の過程で未開示の情報があるのであれば、むしろ開示することにより施行者の方針が明確に地権者に伝わり、早期の適切な交渉妥結に寄与するため、本件文書2は開示されるべきといえる。

仮に、施行者が土地区画整理法等の関係法に基づいた適正・中立・公平・誠実な区画整理事業を行わず、施行者の裁量により、地権者交渉において、駆け引き等を用いて、自ら、地主としての千葉県、又は特定の地主を有利にする契約を目指しているとしても、本件文書2は、後に述べる如く不当／違法行為を行うに際し作成されたものであり、本件文書2を開示することにより処分庁（施行者）の適正な事務に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。むしろ、この場合、施行者は

土地区画整理法等の関係法に従って適正・中立・公平・誠実に事務を行っているとはいえず、地権者の権利を交渉における駆け引き等で少しでも奪い取り、自ら、地主としての千葉県、又は特定の地主を有利にする不適切な区画整理事業を行っているといえる。

したがって、本件文書2を開示しても、施行者の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものではなく、また、処分庁に当事者として認められるべき地位が不当に害されるおそれがあるとはいえない。

本件の場合、施行者は地権者との交渉において直接協議を継続する方針を明示していた一方で、直接協議を地権者に事前連絡せず断絶し、〇〇実施に関する検討を行い、代理人を雇い、〇〇を実施し、地権者の従前地を奪っていることより（詳細は後記「地権者交渉」を参照方）、不当／違法行為が疑われ、施行者が土地区画整理法等の関係法に従って適切・中立・公平・誠実に事務を行っているのであれば、前記理由により開示できるものであり、また、正当／合法的に行われているのであれば、それを示す意味でも開示されるべきものである。

#### ウ 本件文書の作成時期

本件文書1は、弁明書によると、前記のとおり、〇〇を行う場合の問題点や法的措置に関する対応策を検討したものと考えられる。また、その検討時期は、審査請求人が代理人との交渉により〇〇年〇〇月〇〇日に聞き取った情報によると、〇〇年〇〇月頃と特定された。一方、本〇〇は〇〇年〇〇月〇〇日に実行されており、現時点においては、実施済み〇〇の前の検討資料は開示しても「今後の審査請求人との契約や交渉について対処方針等を開示すること」にはならず、本件決定を取り消すことは可能といえる。

本件文書2は、弁明書によると、前記のとおり、地権者である審査請求人に対して処分庁である施行者が今後どのような方針で臨むか等について、施行者と代理人との間で協議した記録であると考えられる。また、その協議の時期は、審査請求人が代理人との交渉により〇〇年〇〇月〇〇日に聞き取った情報によると、〇〇年〇〇月頃と特定された。代理人は、その後、協議内容に沿って審査請求人との交渉を複数回行ってきており、現時点においては今後どのような方針で臨むかについて、審査請求人と代理人の複数回の交渉の席で開示（説明）されている。よって、当時の協議内容が審査請求人に開示されても、施行者の主張する「今後の審査請求人との契約や交渉について対処方針等を開示することとなる」には当たらないといえる。代理人と審査請求人との交渉において開示（説明）されていない情報が本件文書2に含まれていたとしても、代理人と審査請求人との交渉が進んでいる現在においては、逆に開示して不

足情報を伝えることで、両者において適切な状況認識の下、交渉を進めることが可能となり、適切な妥結点を両者で見出すことに寄与するといえる。したがって、現時点においては、本件決定を取り消すことに問題はないといえる。

#### エ 開示又は部分開示された行政文書

審査請求人が行った本件開示請求によって、1290枚の行政文書が処分庁から開示及び部分開示されている（本件開示決定）。なお、部分開示された行政文書の不開示部分は、第三者に関する情報であり、第三者の個人情報保護を保護する観点からなされたものと解される。これらの行政文書は、全て施行者の行う区画整理事業の実施、及び地権者との交渉や契約のために作成されたものと判断される。

一方、弁明書で施行者は、本件開示請求の対象となるその他の行政文書は存在しない旨の主張をしている（弁明書4/6ページ）。

これらのことより、既に開示又は部分開示された行政文書の少なくとも一部には、区画整理事業及びそれに伴う地権者との交渉や契約に関する記述が含まれているといえ、不開示となった本件文書と同質の文書が存在するといえる。

しかし、1290枚の行政文書については、開示又は部分開示されていることにより、施行者の行った本件文書に対する本件決定は正当な処分でない判断される。

弁明書によると、本件文書は、〇〇に関する文書であるとされ、このため1290枚の開示／部分開示文書と分けて本件決定を行ったと考えられるが、〇〇は土地区画整理法第〇〇条やその他関連法に従って適切に行われるものであって、弁明書記載の〇〇の際の問題点や法的措置に関する対応策、あるいは処分庁の今後の審査請求人に対する交渉・契約方針等については、施行者と地権者で共有されるべき情報である。施行者がその立場を利用して〇〇に係る専門的情報を地権者に開示せず、専門知識を持たない地権者に対して事前連絡なく〇〇を一方的に行う行為は、施行者の立場を利用したアンフェアな施行となり、不公正／不当な施行といわざるを得ない。〇〇は、〇〇行為であることより、実施前の地権者交渉においては、事前に地権者に対して詳しい説明を行う必要があるが、施行者はそのようなことを一切せず、逆に不開示として情報提供を拒み、地権者に事前連絡せず、〇〇を一方的に行ったもので（詳細は後記「地権者交渉」を参照方）、不当／違法な行為であった疑いがある。

#### オ 地権者交渉

〇〇。



#### カ 弁明書の誤り

(ア) 弁明書の「3 処分内容及び理由」の「(1) 処分の内容」の「ア 審査請求に係る処分」(弁明書2/6ページ)にある記載内容は誤りである。施行者は、「本件審査請求に係る処分は、令和3年4月13日付け〇〇区第〇〇号-3で行った自己情報不開示決定・・・」と記載しているが、当該不開示決定の文書の日付は令和3年4月12日である。

(イ) 弁明書の「3 処分内容及び理由」の「(1) 処分の内容」の「イ 自己情報開示請求について」(弁明書2/6ページ)にある記載内容は誤りである。施行者は、「審査請求人は、令和3年7月13日付け自己情報開示請求書において、・・・」と記載しているが、審査請求人が行った自己情報開示請求は令和3年2月24日に行われた。

#### キ 自己情報不開示決定通知書の不明確表現

処分庁は、本件決定の通知書の開示しない理由欄において「当該情報は、土地区画整理事業の契約、交渉に係る事務に関するものであり、開示することにより、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため」と記載している。

しかし、この理由には契約・交渉の相手方に関する言及がなく、当該事業に係る団体/個人との契約・交渉を暗示していると一般的に理解される。

このため、審査請求人は、審査請求書の「審査請求の理由」の中で、審査請求人は、土木事業等の土地区画整理事業に係る事業を一切行っておらず、又その様な団体/個人との交流もなく、土地区画整理事業の契約、交渉に係る事務に関するものが審査請求人に開示されても、施行者が行った土地区画整理事業の契約、交渉に係る事務に関するものに対して、何ら影響を与える事は出来ず、県の当事者としての地位を不当に害する恐れがあるとは言えません。」と主張した。

ところが、処分庁は弁明書の中で「・・・審査請求人との契約や交渉について対処方針等を開示することとなり、・・・」と記載し、審査請求人との契約や交渉とその主張を変えた。

弁明書の主張が処分庁の本来の主張であるのであれば、本件決定の通知書の理由は誤解を招く不明確な表現であり、審査請求人に誤った理解及び審査請求理由の検討をさせたものである。

処分庁は、本件決定の通知書の中で、明確な理由を示す責務があるが、その責務を果たしていないといえる。

## 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容

実施機関は、審査請求人に対して、本件決定を行った。

(3) 処分の理由

ア 本件文書の内容

(ア) 本件文書1は、土地区画整理事業の契約、交渉の事務に関する文書である。

具体的には、審査請求人らの所有する対象物件について、仮に、土地区画整理法第〇〇条の〇〇（以下「〇〇」という。）を行う場合の問題点や法的措置に関する対応策を検討することで、今後の契約、交渉での方針案を整理するために作成された文書である。

(イ) 本件文書2も土地区画整理事業の契約、交渉の事務に関する文書である。

具体的には、審査請求人との今後の契約や交渉について、実施機関がどのような方針で臨むか等、実施機関と代理人との協議の内容等を記録したものである。

イ 事務の内容

土地区画整理事業の契約、交渉の事務では、仮換地の案についての交渉、建築物等の移転又は除却に関する交渉や補償契約、そのための測量や立ち入り調査等の交渉、地権者の要望に対する交渉等、様々な内容が含まれる。

ウ 個人情報の特定について

土地区画整理事業に関する事務の処理過程から、本件開示請求に係る個人情報が記録される行政文書としては、本件開示文書及び本件文書が考えられる。当該行政文書に記録された個人情報については、本件開示決定及び本件決定で特定している。

なお、本件審査請求を受けて、あらためて対象となる個人情報を探索したが、当該各決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在しなかった。

エ 不開示部分及びその理由について

本件文書について、その全てを不開示としている。その理由は次のとおりである。

(ア) 本件文書1は、審査請求人らの所有する対象物件について、仮に、〇〇を行う場合の問題点や法的措置に関する対応策を検討することで、今後の契約、交渉での方針案を整理するために作成された文書である。

仮に、本件文書1が開示された場合、今後の審査請求人との契約や交渉について対処方針等を開示することとなり、実施機関に当事者として認められるべき地位が不当に害されるおそれがあり、また、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このため、本件文書1は、条例第17条第6号ロに該当する。

(イ) 本件文書2は、審査請求人との今後の契約や交渉について、実施機関がどのような方針で臨むか等、実施機関と代理人との協議の内容等を記録したものである。

仮に、本件文書2が開示された場合、今後の審査請求人との契約や交渉について対処方針等を開示することとなり、実施機関に当事者として認められるべき地位が不当に害されるおそれがあり、また、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このため、本件文書2は、条例第17条第6号ロに該当する。

#### (4) 弁明の内容

審査請求人は、土木事業等の土地区画整理事業に係る事業を一切行っておらず、また、そのような団体／個人との交流もなく、土地区画整理事業の契約、交渉に係る事務に関するものが審査請求人に開示されても、実施機関が行った土地区画整理事業の契約、交渉に関するものに対して、何ら影響を与えることはできず、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえないことから、条例第17条第6号ロに該当しない旨主張する。

しかしながら、本件文書は、今後の契約や交渉に関する記録であることから、これらの情報が開示されると、今後の審査請求人との契約や交渉について対処方針等を開示することとなり、実施機関に当事者として認められるべき地位が不当に害されるおそれがあり、また、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件文書は条例第17条第6号ロに該当する。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

### 5 審議会の判断

#### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり、本件文書に記録された個人情報等を特定して本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、本件決定を取り消し、本件決定で不開示とした情報を開示するとの裁決を求めているので、以下、検討する。

#### (2) 個人情報の特定の妥当性について

実施機関によると、本件審査請求を受けて、改めて文書の探索を行ったところ、本件開示決定及び本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報は存在しなかったとのことである。

審議会が事務局職員を通じて改めて〇〇区画整理事務所に文書の探索を行わせたところ、本件開示決定及び本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を〇〇区画整理事務所において保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件開示決定及び本件決定において、本件開示文書及び本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

### (3) 本件決定の妥当性について

ア 実施機関は、前記4(4)のとおり、本件文書に記録された個人情報について、条例第17条第6号ロに該当して不開示が相当であると主張しているので、以下、検討する。

イ 条例第17条第6号ロは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定しているものである。

そして、同規定の「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、県等が一方の当事者となる交渉に係る事務において、交渉の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれをいう。これは、交渉に係る事務は、自らの意思により、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する趣旨である。

ウ 審議会で見分したところ、本件文書1には、審査請求人らの所有する対象物件に係り、〇〇を行うとした場合の問題点や法的措置に関する対応策の検討内容及び今後の契約、交渉での方針案等が記録されており、本件文書2には、審査請求人との今後の契約や交渉に係り、実施機関がどのような方針で臨むか等について、実施機関と代理人との間で協議した内容等が記録されていると認められる。

また、実施機関によると、土地区画整理事業においては、対象物件について、地権者による〇〇が行われることを目指して、交渉を行っているところ、本件開示請求がなされた時点では、実施機関と地権者である審査請求人の間で、交渉を継続している最中であったとのことである。

エ 実施機関の説明を踏まえると、本件文書に記録された個人情報を開示

した場合、交渉が継続している中で、〇〇に係る検討内容及び方針案等を地権者である審査請求人に明らかにすることとなり、地権者による〇〇を目指した交渉を行う実施機関の交渉当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当すると認められ、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 9月 8日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和3年10月 1日	反論書の受理
令和5年 6月23日	審議（令和5年度第3回第1部会）
令和5年 7月25日	審議（令和5年度第4回第1部会）
令和5年 9月26日	審議（令和5年度第5回第1部会）
令和5年10月31日	審議（令和5年度第6回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会